

介護保険サービス事業所 管理者  
各 高齢福祉施設 施設長 様  
障がい福祉サービス等事業所 管理者  
障がい者支援施設 施設長

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長  
福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

### 緊急事態宣言後の社会福祉施設等における感染拡大防止の徹底について（通知）

今般、市内の介護サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生するとともに、4月7日には新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が出され、感染者は増加し続けています。

そのため、改めて下記のとおりお知らせしますので、介護保険サービス事業所等は、感染拡大防止のための対策をさらに一層徹底し、講じていただきますようお願いします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染者が発生した実例について

##### <事例1>

住宅型有料老人ホームの居住者に新型コロナウイルス感染者が発生し、当該居住者及びその従業員、当該居住者が利用していた通所介護（デイサービス）事業所の従業員にも感染が拡大した。

さらに、その通所介護事業所を利用していた他の住宅型有料老人ホームの居住者にも感染が拡大し、両方の住宅型有料老人ホームの居住者の処遇の確保が非常に困難な状況に陥った。

また、その通所介護事業所、両方の住宅型有料老人ホームの居住者へサービスを提供していた訪問介護（ホームヘルプ）事業所は休業せざるを得なくなった。

##### <事例2>

介護老人保健施設の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生し、従業員・入所者合わせて20人以上が感染した。

なお、現在も感染者が発生しており、施設運営に甚大な影響を及ぼしている。

上記の実例でお示ししたとおり、外部（職員、利用者、家族など）からウイルスを持ち込んだために、施設等全体がこのような混乱に陥ってしまいます。

さらに、クラスター（集団感染）が発生すると、下記のとおり、施設等の運営にも重大な支障をきたす恐れがあります。

- ① 通所・訪問事業所については一定期間の休止が必要になるため、他の利用者へのサービス提供ができなくなる。また、それに伴いサービス提供に係る報酬がなくなる。
- ② 濃厚接触者となった職員が自宅待機となる一方、残った職員への負担が大幅に増える。
- ③ 施設等の名称が公になることにより、風評被害が生じる恐れがある。

## 2 感染防止のさらなる徹底について

このような事態を避ける方法については、これまでもお知らせしてまいりましたが、主な点を整理して説明します。

詳しくは、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）をご参照ください。

### （1）感染防止のための主な対応

#### 【全ての施設等共通】

##### ○職員の取組

- ・出勤前に体温を計測。発熱等の症状が認められる場合は休むことを徹底。
- ・マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底。
- ・職場外でも3密（密閉・密集・密接）は避ける。

##### ○施設等における取組

- ・日頃から利用者の健康状態に留意。
- ・外部の利用者との交流を制限。  
※訪問系事業所を除く。
- ・面会は、緊急やむを得ない場合を除いて制限。

##### ○ケア等の実施時の取組

- ・利用者が、①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（高齢者や糖尿病などの基礎疾患がある方等は2日以上）、②強いだるさ（倦怠感）、③息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、保健所の「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。
- ・ケア開始前後の手洗い、マスク・エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。
- ・可能な限り利用者、担当職員を分けての対応。訪問系は、最後に訪問する等の対応。

##### ○リハビリテーション等の実施の際の留意点（訪問系を除く）

- ・共有スペースで実施する場合は「3密」を避けることが必要。
- ・同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしても手が届かない距離の確保、声を出す機会の最小化など
- ・送迎車に乗る前、本人・家族又は職員が本人の体温を計測。発熱が認められる場合は利用を断る。
- ・送迎時は、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒。

## (2) 感染者発生後の対応

施設等の利用者及び職員（以下、「利用者等」と言う。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底する。

### ○情報共有，報告等

#### 【全ての施設等共通】

- ・次の者に速やかに報告し，施設等内で情報共有。
  - ・施設長等
  - ・福岡市担当課（PCR検査対象者が発生した時点で連絡）
  - ・家族
  - ・主治医（入所施設，居住系サービスを除く）
  - ・相談支援事業所（入所施設，居住系サービスを除く）

### ○消毒，清掃等

#### 【訪問系以外の施設等】

- ・居室，共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し，消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等。
- ・保健所の指示がある場合は，その指示に従う。

### ○積極的疫学調査への協力等

#### 【全ての施設等共通】

- ・利用者等に感染者が発生した場合，保健所の指示に従い，濃厚接触者の特定に協力。
- ・可能な限り利用者のケア記録や，面会者（訪問系を除く）の情報を提供。

### ○感染者への対応

#### 【全ての施設等共通】

- ・感染者は原則入院。
- ・感染が疑われる利用者等は，帰国者・接触者相談センターに電話連絡し，指示を受ける。
- ・職員が保健所により濃厚接触者とされた場合，当該職員は自宅待機を行い，保健所の指示に従う。復帰の時期も同様。
  - ※濃厚接触が疑われる段階では，発熱等の症状がある場合は自宅待機を行い，保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は保健所と相談の上対応。

#### 【入所施設，居住系，短期入所】

- ・利用者が保健所により濃厚接触者とされた場合，当該利用者は原則として個室へ移動。個室管理ができない場合，マスク着用，ベッド間隔2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスク着用，手指衛生を徹底。
- ・ケアの開始時と終了時に，石けんと流水による手洗い等による手指衛生を実施。
- ・有症状者についてはリハビリテーション等を実施しない。無症状者は手指消毒を徹底した上で，職員は使い捨て手袋とマスクを着用し，個室等で実施も可能。

#### 【通所系】

- ・利用者が保健所により濃厚接触者とされた場合、当該利用者は自宅待機を行い、保健所の指示に従う。  
※濃厚接触が疑われる段階では、発熱等の症状がある場合は自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は保健所と相談の上対応。

#### 【訪問系】

- ・利用者が保健所により濃厚接触者とされた場合は、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、居宅介護等の必要性を検討の上で、生活に必要なサービスを確保。
- ・サービスを提供することとなる場合は、訪問時間の短縮、サービス開始時前後の手洗い・マスク着用等を実施。

### 3 感染拡大防止のため特に留意すること

福岡市では、今回のクラスター発生を受けて、国立感染症研究所感染症疫学センターの医師（国のクラスター対策班）から、次のような助言をいただきましたのでお伝えいたします。

- ① クラスター発生後、施設等職員の勤務について
  - ・最善策は濃厚接触者の全員を14日間自宅待機させること。
  - ・それが困難な場合、陽性者の症状（咳、下痢など、体液に曝露されるような状況だったかなど）、ケア提供者の感染予防策の実施状況などを踏まえ、個々の状況に応じて対応。
- ② 無症状者（検査して陽性者となる場合もある）をケアする上で注意すべき点
  - ・ウイルスに感染するのは陽性者の咳などのしぶきを浴びた場合、ウイルスの付着した手で自分の目・鼻・口の粘膜を触った場合であるため、ケア開始前後の手指消毒を必ず徹底すること。
  - ・マスクは着用しなければならないが、マスクの表面は汚染されているため、マスクを触った手で自分や他の人、周囲を触らないこと。
- ③ 濃厚接触者は個室でケアするが、時々個室から出してもよいか
  - ・濃厚接触者と他の利用者と時間を分けて、施設内を散歩するなどの活動は差し支えない。この場合、濃厚接触者の利用時間は最後の方に設定し、その者が接触した部分は消毒を徹底すること。
- ④ ケアするための物品について
  - ・シューカバーは、床が下痢状便などで汚染されている場合を除き不要。
  - ・防護服は、不織布のガウンやビニール製のガウンで十分代替可能。

### 4 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、医療関係者、海外からの帰国者、外国人に対して、不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでもあり得る状況になっており、利用者や職員の健康状態の管理に留意する一方で、体調不良者に対して精神的に責めたり、忌避することのないよう、人権に配慮した対応に努めてください。

**【連絡先】**

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

施設指導係 TEL：092-711-4319

在宅指導係 TEL：092-711-4257

福岡市 保健福祉局 障がい者部 障がい福祉課

指定指導第1係（訪問系以外） TEL：092-711-4249

指定指導第2係（訪問系） TEL：同上

グループホーム整備推進係（GHのみ） TEL：同上